

## 落書き防止に関する県条例の制定に関する緊急要望

落書き防止は、まちの美観及び良好な都市景観を保持し、快適な生活環境の実現を図ることに繋がっています。また、落書きの放置は周辺地域の治安の悪化を示す指標となるとも言われています。県下の各市においては、これまで落書き防止に関する様々な取り組みが継続されていますが、落書きが無くならないのが現状です。

落書き防止の効果を高めるためには、県下全体で、落書きの消去に取り組むことで、放置された落書きを減らし、落書きしにくい環境を広く実現することが必要です。そのためには、治安対策の視点も盛り込んだ落書き防止に関する県条例の制定が有効と考えます。

神奈川県におかれましては、条例の制定に向け必要な措置をされるよう要望します。

平成 24 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市長 服部 信明